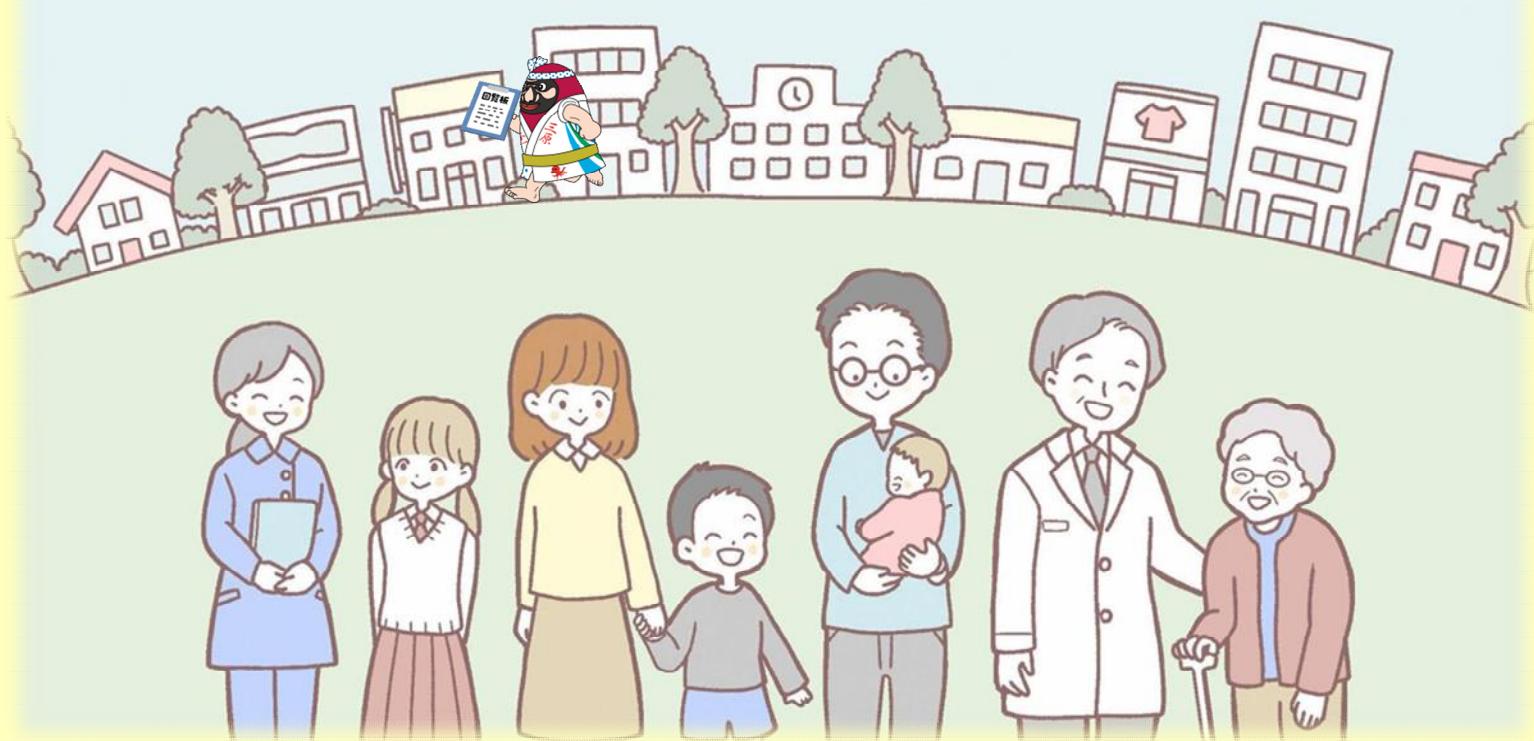


住民組織お助けブック



この本で分かること！

- ・住民組織に毎年ある依頼事項
- ・住民組織を対象とする市の支援制度
- ・デジタルツールの紹介

～目 次～

01

住民組織について

そもそも住民組織って？？	2
依頼事項スケジュール	3

02

市の支援について

1 住民組織活動への支援	5
2 活動環境の整備	5
3 防災、防犯、安心のまちへ	6
4 環境がきれいなまちへ	7
5 福祉のまちへ	8
★ 関係機関	9
★ 困った内容から探す問い合わせ先一覧	9

03

住民組織の法人化について

「地縁による団体」認可手続きの流れ	26
認可後の税金について	27
代表者・事務所、規約の変更について	27

04

デジタル技術の活用について

デジタルアプリのご紹介	
掲示板、電子回覧等～一斉に情報をお知らせできる	28
資料の共有～紙や USB 以外でも資料を共有できる～	28
オンライン会議～対面じゃなくても会議ができる～	29

05

住民組織のあんな時こんな時

ちょっとしたお悩みの解決ヒント～住民組織アンケートより～	31
こんな活動してみませんか？～日々の生活で実は気になっていること、	
こんな方法もあります～	36

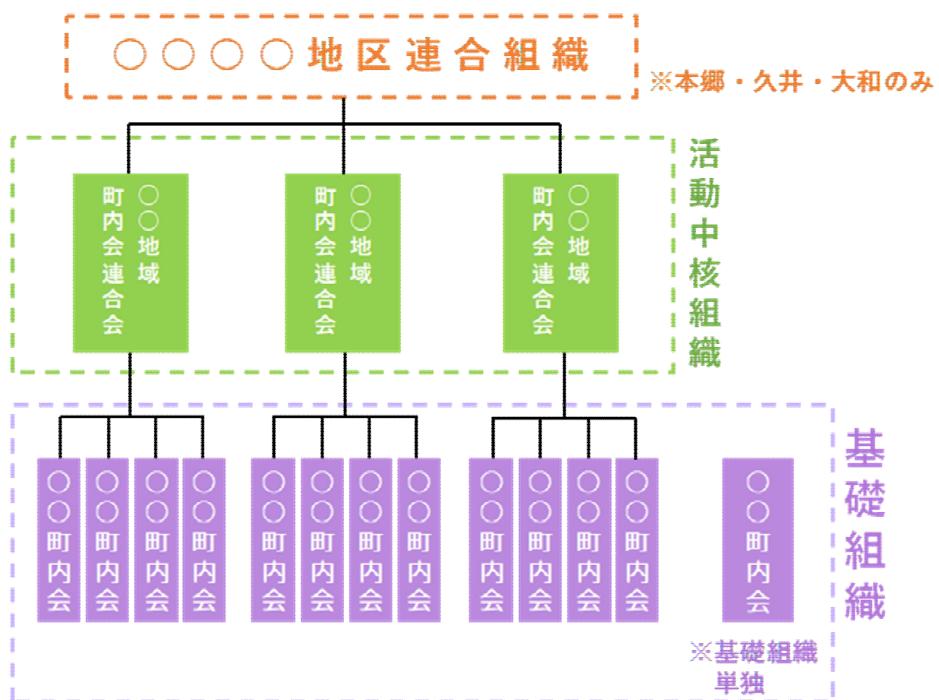
はじめに

三原市内には、500 を超える住民組織があり、各住民組織において、地域活性化、地域住民の交流促進のために様々な活動が行われています。

活動に関する補助金や、困ったときの支援制度、また、市や関係機関からの依頼事項などをまとめることで、住民組織の事務の効率化や役員のみなさまの利便性向上につながるよう、「住民組織お助けブック」を作成しました。みなさまの活動の参考資料として活用していただければ幸いです。

住民組織の種類

小規模な住民組織（基礎組織）と連合町内会（活動中核組織）、また、本郷、久井、大和には地区全体の地区連合組織があります。このお助けブックに掲載している事業には、対象となる団体を記載していますので、参考にしてください。



第1章 住民組織について

そもそも住民組織って？

住民組織とは、町内会、自治会、自治区など、一定の地域の住民により組織される自治組織のことです。地域によって名称は違いますが、地域における住民自治の担い手として、防災・防犯や地域行事等の開催、地域の環境整備など支え合いの活動を行っています。

みなさんに一番身近な自治組織として「地域における住民自治」を担っています。

加入は任意ですが、ごみステーションの設置や見守り活動など地域の暮らしやすさ向上のための組織なので、みなさんに一緒に活動することをお勧めしています。

【中山間地域】

三原市中山間地域活性化基本方針において、**八幡町**、**高坂町**、**鷺浦町**、**船木地区**、**北方地区**、**久井全域**、**大和全域**を中山間地域と設定しています。中山間地域のみが対象となる制度がありますので、ご注意ください。





依頼事項スケジュール

※記載しているものは、地域や住民組織によって対象外となる場合もあります。

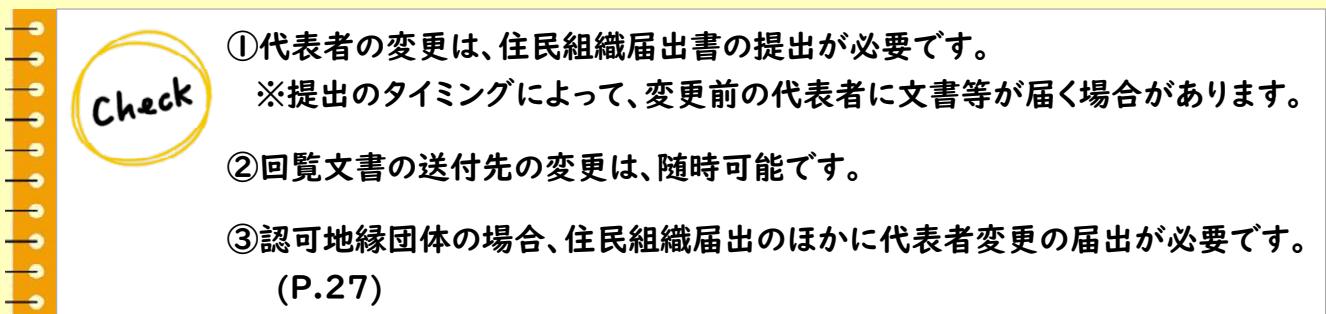
	依頼事項等	メモ欄
4月	<p>【補助金】住民組織活動補助金申請 (P. 10)</p> <p>【交付金】地域経営推進交付金申請 (P. 11)</p> <p>【委託】コミュニティホーム管理委託契約締結</p> <p>【依頼】古紙等資源集団回収団体届出書 (P. 18)</p> <p>【依頼】認可地縁団体の法人市民税均等割申告 ・減免申請 (P. 27)</p> <p>【依頼：公衛協^{*1}】環境・健康募金・公衛協会費 「地区衛生組織活動資金募集」</p> <p>【依頼：防犯連合^{*2}】防犯連合会への加入及び会費の 納入</p>	
5月	<p>【依頼】住民組織届出 (P. 10)</p> <p>【依頼：社協^{*3}】社会福祉協議会会費 日赤会費</p> <p>【依頼】緑の募金</p> <p>【依頼】自主防災組織代表者・活動予定報告</p>	
6月	<p>【補助金】敬老事業補助金 (P. 24)</p> <p>【依頼】空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン</p>	
7月		
8月	【依頼：社協】地区社会福祉協議会等功労者の推薦	
9月		

*1 公衛協：三原市公衆衛生推進協議会 (P. 25)

*2 防犯連合：三原市防犯連合会 (P. 24)

*3 社協：三原市社会福祉協議会 (P. 25)

	依頼事項等	メモ欄
10月	【依頼】赤い羽根共同募金	
11月		
12月		
1月		
2月	【依頼：社協】地域福祉推進員の選出（本郷地域のみ） 【依頼】かんきょうカレンダーの郵送・配付	
3月	【補助金】住民組織活動補助金実績報告（P. 10） 【交付金】地域経営推進交付金実績報告（P. 11） 【委託】コミュニティホーム管理委託契約、実績報告 【依頼】生活環境推進員推薦依頼 【依頼：公衛協】公衆衛生推進委員の届出・依頼 【依頼】自主防災組織活動実績報告	
<p>【その他】数年に一回、依頼があるもの</p> <p>★民生委員の一斉改選（周期：3年に1回 次回：令和10年度）</p> <p>★国勢調査調査員（周期：5年に1回 次回：令和12年度）</p>		



謝金や補助金などは活動費にも
使えるんじゃな！



第2章 市の支援について

令和8年1月時点

電子申請: 実施中
 未実施

事業名	種別	実施内容	問い合わせ先	電子申請	該当ページ
1 住民組織活動への支援					
住民組織活動補助金	補助金	住民組織が行う地域活動や人材育成を支援	三原市役所 地域企画課 (0848-67-6184) 本郷支所 地域振興課 (0848-86-1111) 久井支所 地域振興課 (0847-32-7114) 大和支所 地域振興課 (0847-33-0222)	<input checked="" type="radio"/>	P.10
住民組織協力費	謝金	住民組織の世帯数に応じて協力費を支払 (生活環境推進員制度にかかる生活環境保全金含む)		<input checked="" type="radio"/>	P.10
地域経営推進交付金	交付金	「地域ビジョン」の推進等に要する事業に対する支援		<input checked="" type="radio"/>	P.11
市民提案型協働事業	負担金	市と協働して行う地域課題の解決や魅力的なまちづくりを支援	三原市役所 地域企画課 (0848-67-6184)	<input checked="" type="radio"/>	P.11
クラウドファンディング活用促進事業費補助	補助金	住民組織や市民活動団体の資金調達を支援		<input checked="" type="radio"/>	P.12
市民協働サイトつなごうねっと	—	住民組織等の情報発信を支援		<input checked="" type="radio"/>	P.12
2 活動環境の整備					
地域集会所整備費補助金	補助金	地域集会所の新設・修繕・解体を支援	三原市役所 地域企画課 (0848-67-6184)	<input checked="" type="radio"/>	P.13
町内会放送設備設置補助金	補助金	町内会所有の放送施設の新設や修繕を支援		<input type="checkbox"/>	P.13

事業名	種別	実施内容	問い合わせ先	電子申請	該当ページ
2 活動環境の整備					
宝くじコミュニティ助成事業	補助金	住民組織イベント、防災活動や文化的なコミュニティ活動に使用する備品の整備などを支援	三原市役所 地域企画課 (0848-67-6184) 三原市役所 危機管理課 (0848-67-6165)	×	P.14
3 防災、防犯、安心のまちへ					
防犯灯設置申請	一	防犯目的の街灯照明設置を支援	三原市役所 生活環境課 (0848-67-6178) 本郷支所 地域振興課 (0848-86-1111) 久井支所 地域振興課 (0847-32-7114) 大和支所 地域振興課 (0847-33-0222)	×	P.14
地域防犯カメラ設置費補助	補助金	公共空間への防犯カメラの新規設置を支援	三原市役所 生活環境課 (0848-67-6178)	×	P.15
防災設備等整備事業助成金	補助金	自主防災組織設立時に防災活動に必要な備品等の購入を支援	三原市役所 危機管理課 (0848-67-6165)	×	P.15
育成支援事業補助金	補助金	自主防災組織が行う防災活動を支援		×	P.16
避難の呼びかけ体制構築・実践支援事業費補助	補助金	災害時の避難の呼びかけ体制を構築する自主防災組織の活動を支援		×	P.16
自主避難所開設運営謝金	謝金	自主防災組織が自主避難所の開設・運営することに対する謝金		×	P.17
イノシシ防護柵等設置費補助	補助金	イノシシ等の捕獲を促進する取組を支援	三原市役所 農林水産課 (0848-67-6081)	×	P.17

事業名	種別	実施内容	問い合わせ先	電子申請	該当ページ
4 環境がきれいなまちへ					
古紙等資源集団回収事業奨励金	謝金	資源集団回収活動を支援	三原市役所 環境施設課 (0848-62-4197)	×	P.18
古紙等資源集団回収保管庫設置費補助	補助金			○	P.18
廃棄物集積所(ごみステーション)設置等に関する補助金	補助金	ステンレス製ごみステーションの新設、修繕及び改造を支援	三原市役所 環境施設課 (0848-63-1210)	○	P.19
ボランティア保険支援事業	－	市が管理する道路や河川(水路)の清掃を行う団体を支援	三原市役所 土木管理課 (0848-67-6095) 本郷支所 地域振興課 (0848-86-1116) 久井支所 地域振興課 (0847-32-7114) 大和支所 地域振興課 (0847-33-0229)	×	P.19
ボランティア除草用燃料支援事業	現物給付			×	P.20
ボランティア除草用替刃支援事業	現物給付			×	P.20
原材料支給事業	現物給付	市が管理する道路や河川(水路)の補修を行う団体を支援		×	P.21
乗用草刈機・自走式草刈機貸出	貸出	市が管理する道路や河川(水路)の草刈りを行う団体に対する支援		×	P.21

事業名	種別	実施内容	問い合わせ先	電子申請	該当ページ
4 環境がきれいなまちへ					
地域清掃協力に伴うごみ回収、ごみ処理券及びごみ袋の交付	現物給付	地域清掃を行う団体を支援		×	P.22
不法投棄防止監視カメラの設置	一	不法投棄防止の啓発を行う団体を支援	三原市役所 環境施設課 (0848-63-1210)		P.22
不法投棄禁止の看板の給付	現物給付	ごみの捨て方について啓発を行いたい団体を支援		×	P.23
「ごみの正しい出し方」看板の給付	現物給付	ごみの捨て方について啓発を行いたい団体を支援		×	P.23
5 福祉のまちへ					
敬老事業補助金	補助金	地域での高齢者長寿をお祝いする活動を支援	三原市役所 高齢者福祉課 (0848-67-6055)	×	P.24
ふれあい・いきいきサロン	助成金	住民組織単位で実施する高齢者サロンの活動や運営に対する支援	三原市社会福祉協議会 (0848-63-0570)		
地区社協助成金	助成金	町内会や連合会で行う福祉活動に対する支援		×	



【関係機関】

名称	問い合わせ先	該当ページ
三原市防犯連合会	0848-67-6565	P.24
三原市公衆衛生推進協議会	0848-67-5830	P.25
三原市社会福祉協議会	0848-63-0570	P.25

【困った内容から探す問い合わせ先一覧】

内容	問い合わせ先
ごみの不法投棄で困っています	三原市役所 環境施設課 (0848-63-1210)
野良猫、野良犬で困っています	広島県動物愛護センター (0848-60-8511)
地域で高齢者見守り活動に取り組みたいです	三原市社会福祉協議会 (0848-63-0570)
認知症ではないかと心配な人がいます	三原市役所 高齢者福祉課 (0848-67-6055) 三原市東部地域包括支援センター (0848-61-4410) 三原市南部地域包括支援センター (0848-63-6775) 三原市中央地域包括支援センター (0848-63-7100) 三原市西部地域包括支援センター (0848-86-2450) 三原市北部地域包括支援センター (0847-32-5007)
児童虐待を少し心配しています	三原市役所 こども安心課 (こども家庭センターすくすく) (0848-67-6088)
近くの空き家が倒れないか心配です	三原市役所 建築課 (0848-67-6187)
近所の人から空き家を手放したいと相談されました	三原市役所 地域企画課 (0848-67-6011)
地域主体の生活支援(買い物、家事、移動等)の立ち上げ方について相談したいです	三原市社会福祉協議会 (0848-63-0570)

支援制度の概要（令和8年1月時点）

1

住民組織活動への支援

住民組織活動補助金



電子申請
実施中



↑市 HP

実施内容 地域活動や人材育成に対して補助金を交付

対象者 住民組織（基礎組織、活動中核組織、地区連合組織）
※地域経営推進交付金の対象団体を除く

補助金額 地域活動…世帯数に応じて交付（3万～80万円）
人材育成…上限20万円（1,000世帯を超える活動中核組織、地区連合組織）



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所	地域企画課	電話：0848-67-6184
本郷支所	地域振興課	電話：0848-86-1111
久井支所	地域振興課	電話：0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話：0847-33-0222

住民組織協力費



電子申請
実施中



↑市 HP

実施内容 文書回覧等の依頼に対する報償金

※生活環境推進員制度にかかる生活環境保全分を含む

対象者 住民組織

支払金額 **世帯割額 + 均等割額 = 住民組織協力費**

※世帯割額、均等割額は地域や世帯数により異なるため、

詳細は各地域の問い合わせ先にご連絡ください。



Check! 協力費の受領には、住民組織届出書の提出が必要です！

生活環境推進員制度については、生活環境課（0848-67-6168）へ
ご連絡ください。

問い合わせ先

三原市役所	地域企画課	電話：0848-67-6184
本郷支所	地域振興課	電話：0848-86-1111
久井支所	地域振興課	電話：0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話：0847-33-0222

地域経営推進交付金



電子申請
実施中

「地域ビジョン」とは…

住民同士が地域で取り組むことを話し合って決める、地域のまちづくりに関する共通の指針です。

実施内容

「地域ビジョン」の推進等に要する事業に対する支援

対象者

市が承認した「地域ビジョン」を策定した住民組織

交付金額

事業経費に対し、均等割額・世帯割額・地域加算により交付額を算出

※世帯割額、均等割額は地域や世帯数により異なるため、

詳細は問い合わせ先にご連絡ください。



↑市のHP

 **Check!** 事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184

市民提案型協働事業



電子申請
実施中

実施内容

市と協働して地域課題の解決や魅力的なまちづくりに取り組む事業を提案・実施する団体に負担金を交付

対象者

住民組織、市民活動団体

負担金額

負担率 10分の10以内

上限30万円／事業（1事業につき3回まで継続可能）



↑市のHP

 **Check!** 事業を実施しようとする前年度に協働担当課を決めた上で提案が必要です！
応募後、審査会において提案事業の説明をしていただきます。
事業の詳しい条件などは、応募の手引きをご確認ください。

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184

クラウドファンディング活用促進事業費補助



電子申請
実施中

クラウドファンディングとは…

クラウドファンディング専用サイトを利用し、不特定多数の人から寄附を集める仕組みです。

実施内容

クラウドファンディングを行う際に、ウェブサイト運営事業者に支払う手数料に対して補助金を交付

対象者

住民組織、市民活動団体

補助金額

利用手数料の全額(限度額 40万円)



↑市のHP



Check! クラウドファンディングの開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184

市民協働サイト つなごうねっと



電子申請
実施中

内容

団体のホームページとしてイベントの情報発信や活動報告を無料で作ることができるインターネットサイト

対象者

住民組織、市民活動団体

手続き

市民協働サイト「つなごうねっと」団体会員登録申請書の提出
登録後、団体専用ページへのログイン方法などを伝えします。



↑市のHP



Check! 登録後の団体解散に伴う辞退や代表者の変更等登録した情報を変更する場合、届出の提出が必要です。

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184



2 活動環境の整備

地域集会所整備費補助金



電子申請
実施中



↑市のHP



実施内容 住民組織が設置する地域集会所の修繕等に対して補助金を交付

対象者 住民組織

補助金額

新築、改築	…補助率1/2	上限 400 万円
増築、修繕	…補助率1/2	上限 150 万円
購入	…補助率1/2	上限 200 万円
解体	…補助率1/2	上限 100 万円

 **Check!** 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184

町内会放送設備設置費補助金



電子申請
未実施



↑市のHP



実施内容 住民組織が設置する町内放送施設の修繕等に対して補助金を交付

対象者 住民組織

補助金額

新設(取替含む)、増設、移設	…補助率1/2
既存施設の修理	…補助率1/3
上限 22 万 5 千円	

 **Check!** 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 地域企画課

電話：0848-67-6184

宝くじコミュニティ助成事業



電子申請
未実施

実施内容

宝くじの収益金を財源とし、コミュニティ活動に対して助成金を交付

対象者

住民組織、自主防災組織等

補助金額

一般コミュニティ助成事業…100万～250万円(助成率10/10)
コミュニティセンター助成事業…2,000万円まで(助成率3/5)
地域防災組織育成助成事業…区分に沿って30万～200万円
(助成率10/10)



↑市のHP
(地域企画課)



Check! 助成を受けようとする事業の前年度に申請が必要です！

対象となる物には必ずクーちゃんマークの広報表示が必要です。

事業の詳細は各担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先 三原市役所

(一般コミュニティ・コミュニティセンター)

地域企画課 電話：0848-67-6184

(地域防災組織育成)

危機管理課 電話：0848-67-6165

3

防災、防犯、安心のまちへ

防犯灯設置申請



電子申請
未実施

制度内容

申請に応じて市の負担で1年度につき3台まで防犯灯を設置

※維持管理する上での電気使用料は原則住民組織の負担

(機器の修理は市の負担)

対象者

住民組織



↑市のHP



Check! 既設照明と30m以上離れているなど設置に関する条件があります。

問い合わせ先

三原市役所	生活環境課	電話：0848-67-6178
本郷支所	地域振興課	電話：0848-86-1111
久井支所	地域振興課	電話：0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話：0847-33-0222

01 住民組織

02 市の支援

03 住民組織の
法人化

04 デジタル技術
の活用

05 住民組織の
あんな時こんな時

地域防犯カメラ設置費補助



電子申請
未実施

実施内容

防犯カメラを新たに設置する費用に対して補助金を交付
(ごみの不法投棄対策を目的とする設置は対象外)

対象者

住民組織

補助金額

補助対象経費 × 3/4 (1,000円未満切り捨て) = 補助金額

上限30万円／台(1年度につき2台まで)



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

住民組織の総意であること、撮影対象区域内の住民の同意を得ていることなど
条件があります。



↑市のHP

問い合わせ先

三原市役所 生活環境課

電話：0848-67-6178



防災設備等整備事業助成金



電子申請
未実施

実施内容

自主防災組織設立時に防災活動に必要な備品等を購入した場合、助成金を交付

対象者

自主防災組織

補助金額

対象経費10／10 (1,000円未満切り捨て) = 助成金額

※設立時1回限り

※助成金の上限額は、世帯数により異なるため、詳細は

問い合わせ先にご連絡ください。



Check! 助成を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！



↑市のHP

問い合わせ先

三原市役所 危機管理課

電話：0848-67-6165

育成支援事業補助金



電子申請

未実施

実施内容

自主防災組織が行う「防災訓練」「防災設備等整備」「防災マップ作成」にかかる経費について、補助金を交付

対象者

自主防災組織

補助金額

補助対象経費10／10(1,000円未満切り捨て) = 補助金額

防災訓練 上限 15,000円(1年度1回限り)

防災施設等整備 100世帯以下 上限 50,000円(3年度1回)

101世帯以上 上限 100,000円(3年度1回)

防災マップ作成 上限 200,000円(3年度1回)



↑市のHP



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 危機管理課

電話：0848-67-6165

避難の呼びかけ体制構築・実践支援事業費補助



電子申請

未実施

実施内容

自主防災組織で災害時の避難の呼びかけ体制を構築し、訓練するための費用について、補助金を交付

対象者

自主防災組織

補助金額

補助対象経費10／10(1,000円未満切り捨て) = 補助金額

体制の構築 上限 100,000円(構築時1回限り)

構築した体制による実践訓練 上限 25,000円(1年度1回)



↑市のHP



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 危機管理課

電話：0848-67-6165

自主避難所開設運営謝金



電子申請

未実施

実施内容

地域の集会所などを避難所として開設・運営した場合に謝金を支払い

対象者

自主防災組織

避難所

補助金額

開設1回につき5,000円

※1回とは、原則開設から24時間までの時間。

24時間を超え、48時間までを2回とし、以後同様とする。



↑市のHP

*Check!* 開設時・開設期間中・閉鎖時には必ず市への報告が必要です！

(避難者がいない場合も報告は必要です。)

問い合わせ先

三原市役所 危機管理課

電話：0848-67-6165

イノシシ防護柵等設置費補助事業



電子申請

未実施

実施内容

イノシシ等による農作物や人的被害を防ぐために設置する防護柵等の費用に対して補助金を交付



↑市のHP

対象者

農業者又は被農業者(有害鳥獣に関する研修会を実施した町内会等)



補助金額

個人申請：資材費の半額(上限3万円)

大規模申請(受益者3戸以上)：上限10万円

非農業者(受益者10戸以上)：上限10万円

*Check!* 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 農林水産課

電話：0848-67-6081

4

環境がきれいなまちへ

古紙等資源集団回収事業奨励金



電子申請
未実施

実施内容

資源集団回収活動を行った団体に対して奨励金を交付

対象者

古紙等資源集団回収登録団体：

原則、年3回以上の古紙等資源回収が実施できる団体
(町内会、自治会、子ども会、PTA等の団体)

奨励金額

新聞、雑誌類、段ボール、雑紙、古布、アルミ缶1kgにつき7円
(奨励金合計額の10円未満がある場合は切り捨て)



Check! 新規に奨励金を受けようとする団体はあらかじめ団体届出が必要です!
資源回収を年3回以上実施し、かつ前年度の回収量を上回った団体には、
別途5,000円が交付されます。



↑市のHP

問い合わせ先

三原市役所 環境施設課

電話：0848-62-4197

古紙等資源集団回収保管庫設置費補助



電子申請
実施中

実施内容

資源集団回収のための古紙等を一時的に保管するための保管庫を設置、修繕、改造する費用に対して補助金を交付



↑市のHP

対象者

古紙等資源集団回収登録団体

補助金額

補助対象経費×1/2(1,000円未満切り捨て)＝補助金額
上限10万円(1登録団体につき年度内1回)



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です!
補助金交付後5年間は資源集団回収の継続が必要です!



問い合わせ先

三原市役所 環境施設課

電話：0848-62-4197

廃棄物集積所（ごみステーション） 設置等に関する補助金



電子申請
実施中

実施内容

ステンレス製ごみステーションの新設、修繕、改造費用
に対して補助金を交付

対象者

住民組織

補助金額

補助対象経費（税別） $\times 3/4$ （1,000円未満切り捨て）＝補助金額



↑市のHP



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 環境施設課

電話：0848-63-1210



ボランティア保険支援事業



電子申請
未実施

制度内容

市が管理する道路や河川（水路）の清掃活動に対してボランティア保険を適用

対象者

住民組織

補償内容

保険加入に住民組織の自己負担はありません。

- ・傷害保険（活動者1人あたりの傷害の補償）
- ・賠償責任保険（活動による第三者への身体、財物の補償）



↑市のHP



Check! 清掃活動を行う前日までに申請が必要です！

本郷町、久井町、太和町にお住まいの方は、各支所にてお申込みください。

問い合わせ先

三原市役所 土木管理課

電話：0848-67-6095

本郷支所 地域振興課

電話：0848-86-1116

久井支所 地域振興課

電話：0847-32-7114

大和支所 地域振興課

電話：0847-33-0229

ボランティア除草用燃料支援事業



電子申請
未実施

実施内容

市が管理する道路や河川(水路)の清掃活動で使用される
草刈機の燃料(混合油)を支給

対象者

住民組織

支給内容

1団体1回につき10リットルまでの混合油
(油類購入券を市が交付し、対象者が市指定の販売店で交換)



↑市のHP

 **Check!** 清掃活動を行う前日までに申請が必要です！

本郷町、久井町、大和町にお住まいの方は、各支所にてお申込みください。

問い合わせ先

三原市役所	土木管理課	電話：0848-67-6095
本郷支所	地域振興課	電話：0848-86-1116
久井支所	地域振興課	電話：0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話：0847-33-0229

ボランティア除草用替刃支援事業



電子申請
未実施

実施内容

市が管理する道路や河川(水路)の清掃活動の実施回数に応じて、
使用した草刈機の台数分の替刃を支給

対象者

住民組織

支給回数

原則活動2回につき、1回
(月1回まで)



↑市のHP

 **Check!** 清掃活動を行う前日までに申請が必要です！

本郷町、久井町、大和町にお住まいの方は、各支所にてお申込みください。

問い合わせ先

三原市役所	土木管理課	電話：0848-67-6095
本郷支所	地域振興課	電話：0848-86-1116
久井支所	地域振興課	電話：0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話：0847-33-0229

原材料支給事業



電子申請
未実施

実施内容

市が管理する道路や河川(水路)の補修活動に使用される原材料を支給

対象者

住民組織

 **Check!** 本郷町、久井町、大和町にお住まいの方は、各支所にてお申込みください。
予算の都合により、ご要望の全てにはお答えできない場合があります。



↑市のHP

問い合わせ先

三原市役所	土木管理課	電話 : 0848-67-6095
本郷支所	地域振興課	電話 : 0848-86-1116
久井支所	地域振興課	電話 : 0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話 : 0847-33-0229



乗用草刈機・自走式草刈機貸出



電子申請
未実施

実施内容

市内にある公共用地(道路、河川等)の草刈作業に対して、
乗用草刈機及び自走式草刈機を貸出

対象者

住民組織

 **Check!** 申請には、本人確認書類(運転免許証など)が必要です！
本郷町、久井町、大和町にお住まいの方は、各支所にてお申込みください。
自走式草刈機は土木管理課でのみ貸出しを行います。



↑市のHP

問い合わせ先

三原市役所	土木管理課	電話 : 0848-67-6095
本郷支所	地域振興課	電話 : 0848-86-1116
久井支所	地域振興課	電話 : 0847-32-7114
大和支所	地域振興課	電話 : 0847-33-0229

地域清掃協力に伴うごみ回収、 ごみ処理券及びごみ袋の交付



電子申請
未実施

実施内容

市内の公共用地(道路、河川等)の清掃活動に必要なごみ処理券
及びごみ袋を交付し、活動後のごみは市で回収する

対象者

住民組織



↑市 HP

交付内容

地域清掃活動用ごみ処理券(緑色):50枚単位、制限なし
地域清掃活動用ごみ袋(透明袋):10枚単位、1年度100枚以内



Check! ごみの回収については、事前に活動の計画をご連絡ください。
溝掃除・河川清掃で発生する土砂の回収については、
土木管理課(0848-67-6095)へお問い合わせください。

問い合わせ先

三原市役所 環境施設課

電話: 0848-63-1210



不法投棄防止監視カメラの設置

実施内容

不法投棄防止を目的として、期間限定で移動式監視カメラを道路脇や山林などに設置

対象者

住民組織

設置期間

1か月以内



Check! 設置希望の連絡を受けた後、現地に設置可能かどうかの確認を行います。

問い合わせ先

三原市役所 環境施設課

電話: 0848-63-1210

不法投棄禁止の看板の給付



実施内容 不法投棄防止を啓発するための看板を給付

対象者 住民組織

Check! 設置する場所の承諾や設置は地域で行う必要があります。

問い合わせ先 三原市役所 環境施設課
電話：0848-63-1210



「ごみの正しい出し方」看板の給付



実施内容 ごみステーションに掲示する看板の給付

対象者 住民組織

Check! 市役所・階総合案内、各支所、環境施設課のHPに
外国語版(英語、中国語、インドネシア語、韓国語、
ベトナム語)もあります。

問い合わせ先 三原市役所 環境施設課
電話：0848-63-1210





5 福祉のまちへ

敬老事業補助金



電子申請
未実施

実施内容

地域での高齢者の長寿をお祝いする事業に対して補助金を交付

対象者

住民組織等

補助金額

敬老会を開催する場合、対象者数×2,600円

記念品配布のみの場合は、対象者数×2,000円

※敬老事業対象者は、75歳以上の高齢者です。



↑市 HP



Check! 補助を受けようとする事業の開始前に申請が必要です！

問い合わせ先

三原市役所 高齢者福祉課

電話：0848-67-6055



関係機関

三原市防犯連合会

三原市防犯連合会は、住民の防犯意識を高め、自治体・住民・警察が協働して、犯罪・事故・災害による被害の未然および拡大防止を図り、安全・安心で明るい地域社会を実現することを目的としています。

本会は三原・本郷・久井・大和の4地域から成る町内会を組織基盤として資金は賛同世帯の年会費(100円/世帯)と市補助金で賄われています。毎月1日と15日に夜間パトロール、20日に犯罪被害防止キャンペーン、偶数月には、特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施しています。さらに街頭パトロールや子どもの見守り活動も展開しています。



↑団体 HP

問い合わせ先

三原市防犯連合会

電話：0848-67-6565

01 住民組織

02 市の支援

03 住民組織の
法人化

04 デジタル技術
の活用

05 住民組織の
あんな時こんな時

三原市公衆衛生推進協議会

公衆衛生推進協議会(通称、公衛協)は、「環境」と「健康」をコミュニティで守るために組織された任意団体です。広島県内全ての市町に組織され、町内会や自治会から選出された委員により構成されています。

三原市公衛協では、健康づくりと住みよい環境づくりのためのコミュニティ活動の必要性をPRし、様々な活動を展開しています。

〈例〉

環境学習(水辺教室)、不法投棄抑止事業、散乱ごみ等追放キャンペーン、ウォーキング助成事業など

問い合わせ先 三原市公衆衛生推進協議会 電話：0848-67-5830

三原市社会福祉協議会

三原市社会福祉協議会(通称：社協)とは、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をスローガンに、地域福祉を推進する民間の福祉団体です。地域住民やさまざまな団体・機関、行政と協働し、「地域共生社会」の実現に向けて、さまざまな事業や活動を展開しています。

また、日本赤十字社広島県支部三原市地区と三原市共同募金委員会(各地区共同募金委員会)の事務局を担っています。



↑団体 HP

問い合わせ先

三原市社会福祉協議会	電話：0848-63-0570
本部・三原地域センター	0848-86-3607
本郷地域センター	0847-32-7101
久井地域センター	0847-34-1214
大和地域センター	

第3章 住民組織の法人化について

地方自治法第260条の2に基づき、市から認可を受けることで「地縁による団体」になることができます。地縁による団体となることで法人格を有し、金融機関の口座開設、不動産所有などができます。

認可申請を考えている場合は、地域企画課までご相談ください。

できること

- 貸借等の契約主体になれる
- 不動産登記ができる



！設立後の注意事項！

- 代表者のほか、規約や告示事項に変更がある場合、申請や届出が必要
- 固定資産や事業に対して課税の対象となる（申請することで、減免できる制度もある）



「地縁による団体」認可手続きの流れ

STEP 1
住民組織で申請について話し合い



STEP 2
地域企画課へ事前相談

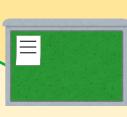


STEP 3
規約(案)や議案などの作成



STEP 4
総会を開催し、規約や事業計画について議決

STEP 8
市長による認可と告示



STEP 7
認可要件審査



STEP 6
地域企画課で提出書類の確認



STEP 5
申請書類の作成及び提出





認可後の税金について

認可された地縁による団体（「認可地縁団体」といいます）は、法人格を有するため、課税の対象となります。

しかし、収益事業を行っていない場合などは減免の対象になる場合もあるので、事前に関係機関へ必要な手続きなどを確認しましょう。

税の種類		手続きの内容	問い合わせ先
市税	法人市民税	法人等の設立・設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	三原市役所 市民税課 0848-67-6031
	固定資産税 都市計画税	集会所など、公共のために使用する場合は、 減免措置あり（要申請）	三原市役所 資産税課 0848-67-6032
県税	法人県民税	法人設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	広島県東部県税 事務所 課税第一課 084-921-1306
	法人事業税	法人設立届出書を提出 収益事業を行わない場合は減免措置あり（要申請）	
	不動産取得税	登記した後に県税事務所に申告 集会所など、公共のために使用する場合は、減免措 置あり（要申請）	広島県東部県税 事務所 尾道分室 0848-25-2011
国税	法人税	認可を受けた日から2ヶ月以内に、「法人設立届出 書」を提出 ※収益が無い場合は、届出不要	三原税務署 0848-62-3131
	登録免許税	不動産登記の際に納付	広島法務局 尾道支局 0848-23-2882



代表者・事務所、規約の変更について

認可地縁団体の代表者や告示事項に変更があった時、または規約を変更した時は、市に変更の届出を行い、市から変更の認可を受ける必要があります。

変更の手続きは、右の二次元コードからご確認ください。



↑市のHP

第4章 デジタル技術の活用について

個人の生活にも浸透しているデジタル技術ですが、近年、住民組織向けに作られているものも多くあります。

ここでは、住民組織が行う地域活動の利便性向上や負担軽減のため、活用が考えられるデジタル技術の一部について紹介します。



掲示板、電子回覧等 ～一斉に情報をお知らせできる～

サービス名	提供事業者	有料/無料	主な機能
公式 LINE	LINE ヤフー	無料版は配信回数等に制限あり	回覧板
My 自治会	大東建託	2027年3月末まで無料	回覧板、アンケート、集金(有料)
Cocban (コクバン)	Cocban (広島市立大学のチャレンジ事業)	無料版あり 有料は安否確認やグループ分け機能あり	回覧板、投稿 アンケート(有料版)、安否確認(有料版)
LOCOHUB (ロコハブ)	株式会社 Rabbit	令和7年度中は無償利用期間(要申込)	回覧板、集金



資料の共有等 ～紙や USB 以外でも資料を共有できる～

サービス名	内容
Google ドキュメント	ワードのような画面で文書の作成、編集ができます。URLを共有することで同じ文書の閲覧、編集ができます。
Google ドライブ	ファイルを保存してURLを伝えることで文書などを共有できます。



オンライン会議～対面じゃなくても会議ができる～

サービス名	内容
Microsoft Teams (チームズ)	無料版で1回につき最大60分利用できます。
Zoom (ズーム)	無料版で1回につき最大40分利用できます。
LINE	グループでビデオ通話を行うことができます。



安全にデジタル技術を使うためのルールを決めましょう！

みなさんが便利に活動するためのデジタル技術ですが、トラブルを避けるためのルール作りが必要です。
お互いを尊重し、節度を守って使うためのルールの例を紹介します。

種類	ルールの例、注意点
掲示板、電子回覧等	<ul style="list-style-type: none"> 書き込む内容を決めておく（活動の連絡、回覧文書など） 投稿のルールを決める（定期連絡のスケジュール、時間帯）
LINE グループなど	<ul style="list-style-type: none"> 無断で個人宛にLINEを送らない 特定の個人のことを書かない 住民組織外の人を無断で招待しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> 総会資料や決算書データなど、USBメモリ等での受け渡しは最小限にする データの保存年限を決めておく

ちょっとご紹介／

住民組織の加入者増加に向けた市の取り組み

○町内会・自治会等加入案内リーフレットの配布

市外から引っ越してきた人について、市では転入手続きの際にリーフレットを配布しています。



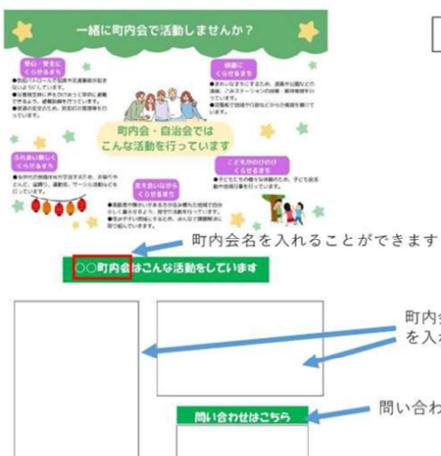
両面（短辺とじ）印刷して、
点線のように3つ折りにできます



市のHPには、住民組織で直接行う声かけなどに活用できるように、住民組織名を記載できるバージョンと活動や写真を個別に載せることができるバージョンも掲載しています。

二次元コードからそれぞれダウンロードできるので、ぜひご活用ください。

町内会名、連絡先等書き込みできます



A4サイズ縦で印刷できます

市のHP→



実際どんな活動を
しているのかな



第5章 住民組織のあんな時こんな時 ～活動のヒントやアイデア～

ちょっとしたお悩みの解決ヒント ～住民組織アンケートより

お悩み1 住民組織加入のきっかけづくりが難しい…

地域に引っ越してくる人はいるのに、町内会に加入してくれない。個別に声をかけに行ってはいるが、無理に入らう訳にもいかず、説明した後「加入したくなったら連絡ください」と言って帰るが、その後の連絡も来ない。入ってもらうきっかけって難しいですね。



まずは地域の活動について知ってもらうことが大切です。
「□日に○○(行事)があるので来てみませんか?」と誘ってみていかがでしょう?

～実際にあった話～

地域の防災訓練を行った時、初めて見かける30歳代くらいの人がいました。近くにいたので話しかけてみたら、最近引っ越してきた人でした。「行事があることは知っていたけど、なかなか参加するきっかけがなかったんですけど…。偶然家の前で草刈りをしていた人が『防災訓練があるからおいでよ』って誘ってくれたんです。声をかけていただいて嬉しかった。」と言われていました。この人はその後も積極的に行事に参加してくれています。ちょっとした声かけが参加のきっかけになるんですね。

お悩み2 若い役員にはどう頼めばいいんだろう?

うちの町内会は、会長や副会長を役員経験者から選ぶのでとりあえず欠員にはならないのですが、新たに若い人を役員に誘う方法に困っています。押し付けるみたいで頼みづらいです。



得意そうな分野をお任せするつもりでお願いしてはいかがでしょう?
ホームページ委員や体育部など具体的に頼んでみましょう。

お悩み3 組織体制の見直しつてどうすればいい？

町内会の規約で役員の種類と人数を決めています。現時点では役員の欠員は出ていませんが、そろそろ役員を出すのが難しいという声が出ています。高齢の人が後任を見つけられず、継続して引き受けている例もあります。組織体制の見直しつてどうすればいいですか？



現状に応じて規約を変更していくことが望ましいです。役員は規約で定めている事項なので、変更には総会の議決が必要です。

まずは、体制に無理がないか、役職を1つにまとめられないか、総会や役員会で話し合ってみましょう。会長や会計の役割をなくすことはできませんが、福祉、文化、体育、青少年育成など統合や兼任など可能なものはないか、町内会の実情に応じて検討してみてください。または、一人一人の負担軽減のために役員を増やすことも方法の一つです。役職ごとの負担が分散されることで役員のなり手が見つかる場合もあります。

お悩み4 世帯減少した組(班)は今後どうしたらしいんだろう

町内会で問題となっているのは、世帯数が減少した組です。施設入所などで住んでいる人が減り、今住んでいる人も高齢化して組長を引き受けられないと言われています。何とか2世帯だけ組長を引き受けられる状態なので、1年交代で組長をしていますが、いつまで続けられるか心配です。組の合併をしたらしいかもしれません、みなさんのお気持ちもあり、難しい状況です。



まずは組の仕事や役割を書き出してみましょう。1つずつ整理しながら、やり方の見直しや他の組と一緒に行うことができるものがないか考えてみましょう。

組での仕事はどういったものがありますか？回覧板をまわす、ごみステーションの管理、町内会議への出席などでしょうか？見直しの例として、組長が出席しなければならない町内会議を減らしたり、回覧板は隣の組と同じグループにしたり、ということが考えられると思います。組の合併は難しくても、隣の組と一緒に、という考え方なら受け入れやすいかもしれません。

運営のお役立ち情報

次の情報について、ご紹介します。

- ① 規約について
- ② 会議について
- ③ 役員について
- ④ 会計について

紹介する情報は一例であり、運営方法等を指定するものではありません。団体の運営や地域の状況に合わせて、参考資料としてご活用ください。

①規約（※認可地縁団体は、制定必須事項）

規約とは、住民組織の運営方法を定めるものです。

規約を作り、ルールを明文化しておくことで、安心して活動することができます。

規約制定は、総会等でよく話し合って決めることが大切です。（改正も同様）

○規約に記載する内容の例

名称	・住民組織の名称
事務所	・事務所の所在地
目的・事業	・住民組織としての設立趣旨 ・取り組む事業
区域	・住民組織の区域（○○町全域、△△町□番地から□番地など）
会員条件	・区域内に住む全住民が対象 ・入会、退会の条件や方法
役員	・役員の種類や選任方法、職務、任期など
会議	・総会、役員会など会議の種類と議決の内容、招集の方法など ※書面決議についても定めておくと、集まりにくい時にも 対応できます。
経費	・会費の額、徴収方法、会計年度、会計報告など

※このほか、集会所の管理規約や文書管理規定等を別で設ける場合があります。

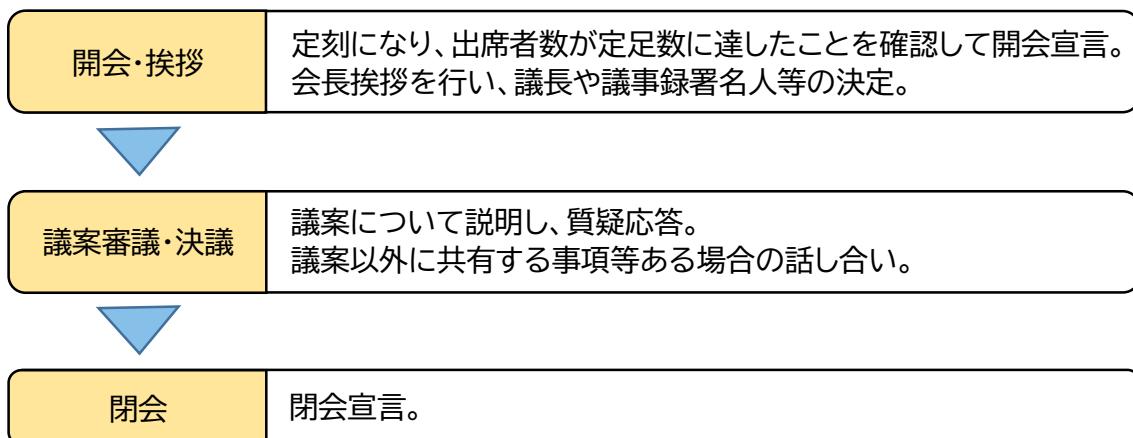
②総会

総会は規約で定めた議決事項やその他住民組織で共有する事項等を話す場です。年に一回以上開催されることが望ましいとされています。

○会議開催前の準備

- ・会議資料の作成
- ・開催を通知(日時、会場、議題など)
※規約に定めておくことで、電子メール等電磁的方法での通知も可能です。
- ・会員数、定足数(会議での議決が有効になるための最小限必要な出席数)の確認
- ・委任状、書面決議書の集計

○総会の流れ



○会議開催後の作業

- ・議事録の作成(議事録署名人の署名含む)
- ・総会結果または議事録について、欠席者に送付して共有

③役員

決めごとや行事の準備をする時に、住民全員がいつも集まることはできないため、住民組織の運営・活動の中心となる役員を決め、体制を作る必要があります。役員の種類や役割、人数は住民組織ごとに異なります。

- ★会(区)長…代表者として役員を統括します。
- ★副会(区)長…会(区)長を補佐し、不在の時は、職務を代行します。複数の副会長を置いて、行事や分野ごとに責任者を分ける方法もあります。
- ★会計…収入、支出の管理を行います。(予算決算の書類作成、預金通帳の管理等)
- ★監査…会計処理や事業運営のチェックを行います。
- ★書記…議事録や通知文書等を作成します。書記は置かず役員が順番に行うなど、役員同士で役割分担をして行う場合もあります。

規約等で役割を明確化しておくことで、役員交代しやすくなります。また、引継ぎ文書やマニュアルを作りておくことで、引継ぎをスムーズに行うことができます。

④会計

住民組織として「みんなのお金を預かっている」という意識を持って、厳重な管理や収支を確認できるよう明確化・報告することが求められます。

会計処理を適正に行うことで、住民組織が住民から信頼され、各活動に安心して取り組むことができます。

○主な収入

会費、地域の企業などからの協力金、行政からの補助金、集会所使用料等

○主な支出

行事費(お祭り等に必要な費用)、事務費(用紙、コピー代)、防犯灯や集会所の光熱水費など



会計上の留意事項

- ・お金については、口座で管理し、通帳と印鑑を別々の人が持つなど、不正が起きない、不正を疑われない仕組みにしておくことが大切です。
 - ・支出を行う場合、必ず記録し、領収書等の証拠書類を保管しましょう。
 - ・通帳の残高と帳簿類の金額が一致しているか定期的に確認しましょう。
 - ・住民組織の会計は、住民のみなさんのお金であり、どのように使う予定か、実際に使われたのかを報告する必要があります。
- ⇒会計監査を受け、帳簿類と一致しているかを確認後、総会で「予算書」と「決算書」について議決を得るようしましょう。

⑤個人情報

住民組織が活動していくためには、名簿や連絡先などある程度の個人情報を持つことは不可欠です。

しかし、個人情報が悪用された場合、個人の利益侵害につながる可能性があり、その取り扱いには注意が必要です。



取り扱いポイント

- ①個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて本人に伝えましょう。
- ②個人情報は決めた目的以外のことには使わないようにしましょう。
- ③個人情報を第三者に渡すときは、原則本人の同意を得ましょう。
- ④取得した個人情報は安全に管理しましょう。

(鍵のある場所に保管、廃棄時はシュレッダーにかけるなど)

- ⑤本人からの「個人情報の開示請求」には応じましょう。

★個人情報保護法で分からないう�あれば、

個人情報保護法質問ダイヤル(03-6457-9849) (9:30~17:30 土日祝・年末年始を除く)



↑
個人情報保護法
質問ダイヤル

こんな活動してみませんか？
～日々の生活で実は気になっていること、こんな方法もあります～

気になる1 一人暮らしの高齢者を心配しています

地域に一人暮らしの高齢者が多いので気になっています。散歩している姿を見かけると安心しますが、見かけない時にわざわざ声をかけるのは気がひけます…。でも、もし家の中で動けなくなっていたりしたら、と思うと心配です。



できること+1

社会福祉協議会に相談することで、見守り活動として、対象者を地域で見守る見守りセンター等の事業があります。

「気にかけさせてね」と言っておくことで、気になったときは遠慮なく様子を見に行くことができます。

※その他高齢者的心配事は、地域包括支援センターへご相談ください。(P.9)

サロン活動してみませんか？

サロン活動は、地域の皆さんで茶話会や体操などを定期的に集まって実施するつながりづくり活動です。

三原市では、住民組織の範囲内で行う「ふれあい・いきいきサロン」、連合町内会や小学校区単位で行う「常設サロン」として実施する場合、活動に対する助成金を受け取ることができます。

興味のある人は社会福祉協議会(P.9)にご相談ください。

常設サロン…週1回活動

ふれあい・いきいきサロン…年6回以上活動



気になる2 災害対策をしたいです

うちの地域は川が近くで浸水想定エリアに入っています。実際に浸水したことはないので、みんな危機感はないようですが、もしものとき被害にあってはいけないので、できる対策はしておきたいです。



できること+1

災害対策を地域で進めるには、自主防災組織の設立が有効です。

自主防災組織では、地域の安全対策、避難支援の体制づくりに取り組むことができます。また、自主防災組織として、防災設備の整備、避難訓練の実施、避難支援の体制づくりを行う場合、補助金が交付されます。(P.15～P.17)

興味がある人は危機管理課にご相談ください。
まずは、出前講座で周知、という方法もあります。

【問い合わせ先】

三原市役所 危機管理課
(0848-67-6165)

気になる3 外国人に行事や生活ルールを説明したいです

私の地域には外国人が多く住んでいます。

できれば行事などに参加してほしいし、ごみステーションの利用など伝えたいこともありますが、コミュニケーションに不安があります。

外国人への支援や外国人への情報提供など、相談できる所はありますか？

三原市では、外国籍市民向けの生活情報やイベントを紹介する HP を公開しています。また、外国人への情報提供や相談対応を行う国際交流員も配置しているので、詳細は二次元コードからご確認ください。



↑市の HP



↑国際交流員
Facebook



↑国際交流員
Instagram

【問い合わせ先】

三原市役所 経営企画課
(0848-67-6270)

気になる4 ごみに関する相談

町内会ではごみステーションの管理をしていますが、なかなかごみ出しルールが徹底できません。みなさんに分かりやすく伝える方法はありますか？各家庭に配ったごみの分別ガイドをなくしてしまった人もいるようです。どこからでもらうことはできますか？

ごみに関することは環境施設課にご相談ください。

分別ルールを分かりやすく伝える出前講座や、環境に関する理解促進やごみの減量への意識を高めるため、清掃工場・不燃物処理工場の見学も受け入れています。



↑ゴミの分別
ガイド



↑工場見学



↑出前講座

【問い合わせ先】
三原市役所 環境施設課
(0848-63-1210)

気になる5 地域の未来を考えていきたいです

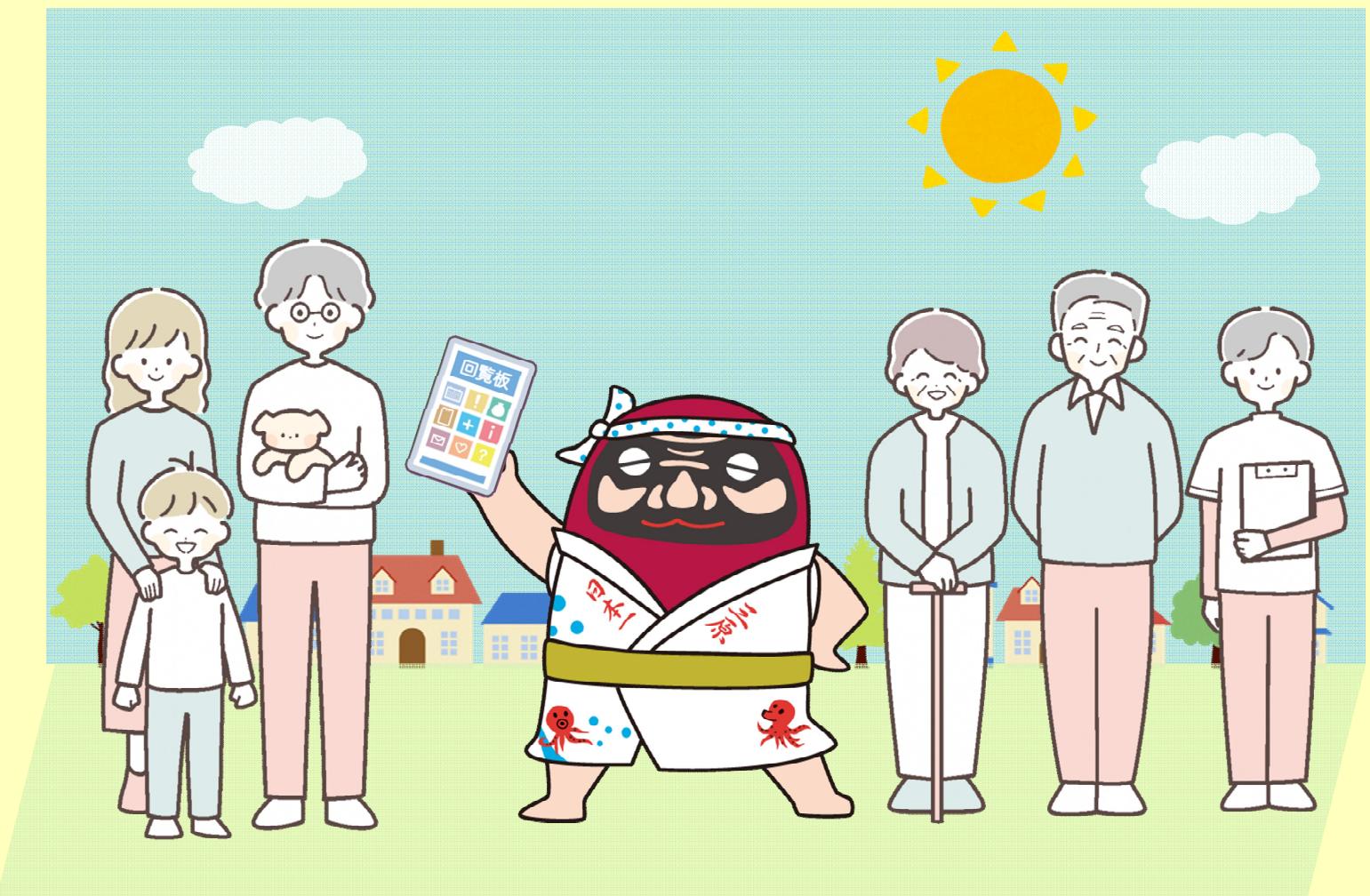
町内会の役員世代が高齢になってきました。人口も減ってきてるので、このまま町内会の行事など継続していくのか不安です。

三原市では、持続可能なまちの形成(地域の維持)と新たな活力の創出(地域の活性化)を図ることを目的として地域の未来を考える「地域ビジョン」づくりを推進しています。

活動中核組織(連合町内会)を単位とし、地域のみなさんとワークショップや会議を行いながら、地域のめざす姿について考えます。

また、地域ビジョン策定に関わらず、話し合いの場の支援も行いますので、ぜひ一度みなさんが地域の未来について一緒に考えてみませんか？

【問い合わせ先】
三原市役所 地域企画課
(0848-67-6184)



【発行者】

三原市経営企画部地域企画課

〒723-8601 三原市港町3丁目5番1号

TEL 0848-67-6184 FAX 0848-64-7101

令和8年2月発行